

産 廃 第 1 2 3 - 7 号
令和 4 年 5 月 2 7 日

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会長 小林 増雄 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 堀口 浩二 (公印省略)

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の新規・更新許可及び変更許可申請用手引き・様式・記入例等の改定について（通知）

本県廃棄物行政につきましては、日ごろ格別の御協力賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）に係る許可申請等における申請者の利便性向上等を図るため、下記のとおり申請用手引き等を改定しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員に周知していただきますようお願い申し上げます。

記

1 改定の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項第9号及び同第11号から第14号に規定する法第14条第5項第2号イ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の扱い

許可申請時等にこれまで添付書類として求めていた登記事項証明書（登記されていないことの証明書）の添付を不要とする。

2 施行日

令和4年6月1日

3 ホームページのアドレス

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/syuunnsinnsei/index.html>

(令和4年5月31日公開予定)

担 当：収集運搬業担当 原田、鈴木
電 話：048-830-3026

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

改正後	改正前
<p>(一般廃棄物処理業) 第七条 5 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	<p>(一般廃棄物処理業) 第七条 5 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（施行日：令和元年12月14日）

改正後	改正前
<p>(心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者) 第二条の二の二 法第七条第五項第四号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請) 第九条の二 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一 事業計画の概要を記載した書類 二 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 三 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 四 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 五 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 七 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 八 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 九 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。第十一号から第十四号までにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 十 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 十一 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 十二 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 十三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書） 十四 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを証する書類</p>	<p>(新設)</p> <p>(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請) 第九条の二 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一 事業計画の概要を記載した書類 二 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 三 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 四 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 五 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 七 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 八 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 九 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 十 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 十一 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 十二 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 十三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書） 十四 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを証する書類</p>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）（令和元年11月21日環境省通知）〈抜粋〉

2 産業廃棄物に係る許可等の事務における欠格要件の該当性の判断
 この書類は、1で述べた能力を審査するために必要な書類であって、医師の診断書、認知症に関する試験結果、登記事項証明書等が考えられるが、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、又はその能力が著しく不十分であることは、欠格要件該当性を判断する上での一要素に過ぎないため、欠格要件に該当すると判断する場合に、登記事項証明書のみを提出させて判断することは適切でない。